

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成24年2月28日
【会社名】	株式会社エンプラス
【英訳名】	ENPLAS CORPORATION
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 横田 大輔
【本店の所在の場所】	埼玉県川口市並木 2 丁目30番 1 号
【電話番号】	(048) 253 - 3131 (代表)
【事務連絡者氏名】	経営企画・人事部門長 齋田 博嗣
【最寄りの連絡場所】	埼玉県川口市並木 2 丁目30番 1 号
【電話番号】	(048) 253 - 3131 (代表)
【事務連絡者氏名】	経営企画・人事部門長 齋田 博嗣
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号)

１【提出理由】

当社は、平成24年2月28日開催の取締役会において、平成24年4月2日を効力発生日として、当社ＬＥＤ関連事業を会社分割し、新たに設立する株式会社エンプラス ディスプレイ デバイスに継承させる新設分割を行うことを決議いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第7号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

２【報告内容】

（１）新設分割の目的

当社は、「プラスチックの可能性を追求し、マーケットに価値を提供する」という理念のもと、長年培ってきた超微細加工技術に根差した開発技術力、生産技術力により、世界のお客様に他社の追従を許さない高精度、高機能、高品質の製品を、当社グローバルネットワークを通じて提供しております。

今回、オプト事業におけるＬＥＤ関連事業グループを会社分割の方法により新設会社として分社化することといたしました。

同事業グループの分社化により、変化の激しい同事業領域にて、専門特化により意思決定のスピードを上げ、光束技術を駆使することによりＬＥＤ関連ビジネスを発展させてまいります。

また、大きな可能性を秘めたディスプレイ分野において、お客様に感謝される製品とサービスを開発、提供できる会社になることを目指し、その結果としてエンプラスグループの企業価値の向上を図ってまいります。

（２）新設分割の方法

当社を分割会社とし、株式会社エンプラス ディスプレイ デバイスを新設分割設立会社とする新設分割です。なお、本会社分割は、会社法第805条に定める簡易分割に該当するため、株主総会の承認を得ずに行います。

（３）新設分割に係る割当ての方法

新設会社は、本分割に際し、普通株式2,000株を発行し、その全てを当社に割り当てます。

（４）新設分割計画の内容

新設分割の日程

分割計画承認取締役会 平成24年2月28日

分割期日（効力発生日） 平成24年4月2日

その他の新設分割計画の内容

当社が平成24年2月28日の取締役会で承認した新設分割計画書の内容は後記のとおりです。

（５）新設分割に係る割当ての内容の算定根拠

本新設分割は、当社が単独で行う新設分割であり、割り当てられる株式数によって当社と新設会社との間の実質的な権利義務関係に差異は生じないことから、割り当てられる株式数を任意に定めることができると認められるため、第三者機関による算定は実施せず、新設会社の資本金等を考慮し、決定いたしました。

（６）当該新設分割の後の新設分割設立会社となる会社の商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額および事業の内容

商号	株式会社エンプラス ディスプレイ デバイス
本店の所在地	埼玉県川口市並木２丁目30番１号
代表者の氏名	代表取締役社長 沓沢 茂雄
資本金の額	100百万円
純資産の額	186百万円（予定）
総資産の額	186百万円（予定）
事業の内容	エンジニアリングプラスチックおよびその複合材料による各種精密部品および製品の製造、加工ならびに販売

(その他の事項)

第11条 本分割計画書に定めるもののほか、本件分割に関し必要な事項は、本件分割の主旨に従って当社がこれを決定するものとする。

以上

平成24年2月28日
埼玉県川口市並木2丁目30番 1 号
株式会社エンプラス
代表取締役社長 横田 大輔

別紙A

定 款

第1章 総 則

（商 号）

第1条 当社は、株式会社エンプラス ディスプレイ デバイスと称し、英文では、ENPLAS DISPLAY DEVICE CORPORATIONと表示する。

（目 的）

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 下記製品用エンジニアリングプラスチックおよびその複合材料による各種精密部品および製品の製造、加工ならびに販売
 - 1) ディスプレイ装置用各種製品
 - 2) 液晶表示装置用各種製品
 - 3) 照明装置用各種製品
 - 4) 電気機器用各種製品
 - 5) 通信および電子機器用各種製品
 - 6) 光学機器用各種製品
 - 7) 産業機器用各種製品
 - 8) 医療および健康機器用各種製品
 - 9) 事務機器用各種製品
2. 前号の機械設備、金型、治工具等の製造および販売
3. 前各号に関連する一切の事業
4. 各種事業に対する投資

（本店の所在地）

第3条 当社は、本店を埼玉県川口市に置く。

（公告方法）

第4条 当社の公告は、官報に掲載する方法により行う。

第2章 株 式

（発行可能株式総数）

第5条 当社の発行可能株式総数は、8,000株とする。

（株券の不発行）

第6条 当社の株式は、株券を発行しない。

（株式の譲渡制限）

第7条 当社の株式の譲渡による取得については、株主または取得者は取締役会の承認を受けなければならない。

（基準日）

第8条 当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主を、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

前項のほか、必要があるときはあらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。

（株主の住所等の届出）

第9条 当社の株主は、当社所定の書式により、住所、氏名および印鑑を当社に届け出なければならない。

第3章 株主総会

（招 集）

第10条 当会社の、定時株主総会は、毎年6月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。

（招集権者および議長）

第11条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議により、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

取締役社長に事故があるときは、取締役会において予め定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

（決議の方法）

第12条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

（議事録）

第13条 株主総会の議事録は、法令で定めるところにより書面または電磁的記録をもって作成する。

第4章 取締役および取締役会

（定 員）

第14条 当会社の取締役は7名以内とする。

（選任方法）

第15条 取締役は、株主総会において選任する。

取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

（任 期）

第16条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

（取締役会の設置）

第17条 当会社は、取締役会を置く。

（代表取締役および役付取締役）

第18条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。

（取締役会の招集権者および議長）

第19条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

取締役社長に欠員または事故があるときは、取締役会において予め定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

（取締役会の招集通知）

第20条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

（取締役会の決議方法等）

第21条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

当会社は、会社法370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

（取締役会の議事録）

第22条 取締役会の議事録は、法令で定めるところにより書面または電磁的記録をもって作成し、出席した取締役および監査役は、これに署名もしくは記名押印し、または電子署名を行う。

（報酬等）

第23条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。

第5章 監査役

（監査役の設置等）

第24条 当社は、監査役を置く。

監査役の員数は、2名以内とする。

（選任方法）

第25条 監査役は株主総会において選任する。

監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

（任期）

第26条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

（報酬等）

第27条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

第6章 計 算

（事業年度）

第28条 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。

（剰余金の配当）

第29条 剰余金の配当は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主に対し行う。

（中間配当金）

第30条 当社は、取締役会の決議によって、会社法454条第5項に定める金銭の分配（以下「中間配当金」という）をすることができる。

（配当の除斥期間）

第31条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。

以上

別紙B

承 継 権 利 義 務 明 細 表

本件分割により、新設会社が当社から承継する権利義務の明細は、分割期日において本件事業に属する次に掲げる権利義務とする。

これらの権利義務のうち、資産および負債については、平成24年1月31日現在の貸借対照表その他同日現在の計算を基礎とし、これに分割期日までの増減を加除したうえで確定する。

1. 承継する資産

(1) 流動資産

棚卸資産	: 111,500千円
(内訳) 製品	: 80,000千円
仕掛品	: 31,500千円

(2) 固定資産

有形固定資産	: 74,710千円
(内訳) 機械装置	: 32,778千円
工具器具備品	: 13,594千円
金型	: 9,777千円
建設仮勘定	: 18,559千円

無形固定資産	: 68千円
(内訳) ソフトウェア	: 68千円

2. 承継する負債

なし

3. 承継する権利義務等（労働契約を除く）

本件事業に属する一切の契約における契約上の地位およびそれに付随する権利義務

4. 労働契約上の権利義務

新設会社は、本件事業に関する雇用契約上の地位および当該契約に基づき生じる権利義務を承継しない。なお、新設会社は分割効力発生日において、当社に在籍し、本件事業に従事する従業員を当社からの出向者として受け入れる。

5. 許認可等

法令上承継可能な本件事業に属する免許、許可、認可、承認、登録、届出等

以上